

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、有信地区土地改良事業共同施行が土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）有信地区）計画を変更することについて平成19年11月6日適当と決定した。

その関係書類を綾川町土地改良課において平成19年11月22日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成19年11月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀